

措置状況一覧表

平成13年度包括外部監査：補助金について

監査項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
補助金額の決定方法について	補助金額は会員掛金総額とほぼ同等額に合わせるようにしているが、その理由には合理性が乏しいと思われるので、補助金額の決定方法は別途に考えるべきである。	平成17年度末で廃止することとした。
補助金の使用状況について	補助金使用対象事業である短期経理と保健経理では毎年利益が発生している。つまり、補助金の使用残が当期利益の一部として残り、これが資産として蓄積されている。	平成13年度の補助金から、年度末における支出実績に応じて補助金額を確定し、精算することとした。
	貸付経理事業は補助金の使用対象となる事業ではない。ところが、保健経理事業の利益で形成された資産の一部が貸付経理における貸付資金として使われていた。結局、補助金の使用残が補助金使用対象ではない貸付事業の原資として使用されている。	平成14年度中において、保健経理から貸付経理への貸付金を全額返還することとした。
	短期経理事業において職員互助会が会員の死亡保険掛金を会員にかわって払込みをしている。個人の保険掛金に補助金の負担部分が使われていることについては、一考を要する。	平成16年度末で廃止することとした。
	保健経理事業のうち職員退職者会への補助金支出がある。現役職員のための補助金として交付されているはずの資金が退職者会への補助金となっている。今後、検討を要する。	平成13年度事業から、保健経理事業から補助金対象外である福祉経理事業に移管した。
規定の整合性について	徳島県職員互助団体に関する規則では、療養給付の対象としては会員家族を対象とするとの条項のままで、これが改正されずに残っている。このため、県規則では会員家族に対する医療費助成事業を行うとされているのに対し、徳島県職員互助会規約では会員及び会員家族の医療助成を行うとなっており、統一がとれていない。	徳島県職員互助団体に関する規則の一部を改正し、療養給付の対象に係る規定の統一を行い、平成14年4月1日から施行した。
公益上の必要性について	職員互助会、教職員互助組合及び警察職員互助会は、平成12年度において、それぞれに補助金使用対象事業となる具体的事業を担当課に申し出て、補助金の交付を受けている。しかし、一部の事業においては、その3職員互助団体及び担当課における公益性の判断はそれぞれで相違しているように見える。このように、「公益上の必要性」ひいては「公益性」について各職員互助団体及び担当課で見解が異なっている。	平成17年度末で廃止することとした。
	担当課などが協議のうえで補助金の査定、予算組みをするのであるが、その際には補助金額を会員掛金総額との比率で決定するため、補助金の妥当額を年度ごとにチェックしていない。	平成17年度末で廃止することとした。
	年度末に各職員互助団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実に使用された具体的事業の内訳が添付されていない。	平成13年度分から、具体的な事業内訳を記載した書類を添付させることとした。
補助金交付要綱について	補助金は短期給付事業と福祉事業についてのみ使用されているが、これらは規定によるものではなく教職員互助組合による公益性の判断に基づいている。県においてその使用対象事業を是認するのであれば、職務遂行の方法を定めた補助金交付要綱において明示しておくべきである。	徳島県教職員福利厚生事業補助金交付要綱の一部を改正し、使用対象事業を明示し、平成14年4月1日から施行した。

補助金の使用状況について	<p>福祉事業会計では毎年のように貸付金等特別会計へ多額の資金を繰出金として移動させている。 結局のところ、補助金使用対象事業（福祉事業会計）での剰余金という形をとりながら、補助金使用対象事業ではない貸付金等特別会計で運用され、あるいは資産として蓄積されている。</p>	<p>平成13年度の補助金から、年度末における支出実績に応じて補助金額を確定し、精算することとした。</p>
	<p>貸付金等特別会計の事業の中心は、繰入金をもって退会慰労金を支給することにある。 補助金の使用対象とされている福祉事業会計からの剰余金を貸付金等特別会計へ移して、そこから退会慰労金として支出しているのであれば、担当課の説明のように支払済掛金相当部分のみを財源とした支出であるとは言えない。 教職員互助組合の資産は県からの補助金を受給しながら形成されたものである。これを退会慰労金として組合員に払戻し給付することにつき、その見直しを検討すべきである。</p>	<p>退会慰労金制度は、平成13年度末で廃止した。</p>
	<p>福祉事業の単身組合員給付及び退職者家族旅行助成で、旅行券の支給にかかる助成については、旅行券の使用の有無についての旅行後の報告を徴していない。</p>	<p>退職者家族旅行助成は、平成13年度末で廃止した。 単身組合員給付は、平成14年度末で廃止することとした。</p>
	<p>短期給付事業のうち保険加入掛金に補助金を使用されている。個人の保険掛金に補助金の負担部分が使われていることについては、一考を要する。</p>	<p>平成16年度末で廃止することとした。</p>
	<p>補助金額を掛金総額の約80%相当とする決定方法には合理性が乏しいと思われるので、他の方法を考えるべきである。</p>	<p>平成17年度末で廃止することとした。</p>
公益上の必要性について	<p>職員互助会、教職員互助組合及び警察職員互助会は、平成12年度において、それぞれに補助金使用対象事業となる具体的事業を担当課に申し出て、補助金の交付を受けている。 しかし、一部の事業においては、その3職員互助団体及び担当課における公益性の判断はそれぞれで相違しているように見える。 このように、「公益上の必要性」ひいては「公益性」について各職員互助団体及び担当課で見解が異なっている。</p>	<p>平成17年度末で廃止することとした。</p>
	<p>担当課などが協議のうえで補助金の査定、予算組みをするのであるが、その際には補助金額を会員掛金総額との比率で決定するため、補助金の妥当額を年度ごとにチェックしていない。</p>	<p>平成17年度末で廃止することとした。</p>
	<p>年度末に各職員互助団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実に使用された具体的事業の内訳が添付されていない。</p>	<p>平成13年度分から、具体的な事業内訳を記載した書類を添付させることとした。</p>
補助金交付要綱について	<p>給付事業のうち、医療給付における補助金使用対象事業について訓令と要綱とが齟齬している。訓令は、「構成員及びその家族の療養に対する給付」となっており、要綱は「家族医療給付事業」となっている。 補助金交付につき職務遂行方法の根拠となるのは「要綱」であるので、早急に要綱を改正すべきである。</p>	<p>徳島県警察補助金交付要綱の一部を改正し、療養に対する給付の対象に係る規定の統一を行い、平成14年4月1日から施行した。</p>
補助金額の決定	<p>補助金額を掛金総額とほぼ同額とするとの決め方自体に合理性が乏しいと思われる</p>	<p>平成17年度末で廃止することとした。</p>

方法について	ので、補助金額の決定方法は別途に考えるべきである。	
補助金の使用状況について	損益計算書によれば、補助金を投入している給付及び厚生2事業とも利益金があり、それぞれ事業改善積立金に繰り入れられている。	平成13年度の補助金から、年度末における支出実績に応じて補助金額を確定し、精算することとした。
	リフレッシュ活動助成金では会員からの実費費用給付申請に応じて現金を給付するが、その使用事実の確認手続はできていない。 受給金の使用事実の確認手続が必要である。	平成14年度の助成金から、領収書を添付した報告書を徴収し、使用事実を確認させることとした。
公益上の必要性について	職員互助会、教職員互助組合及び警察職員互助会は、平成12年度において、それぞれに補助金使用対象事業となる具体的事業を担当課に申し出て、補助金の交付を受けている。 しかし、一部の事業においては、その3職員互助団体及び担当課における公益性の判断はそれぞれで相違しているように見える。 このように、「公益上の必要性」ひいては「公益性」について各職員互助団体及び担当課で見解が異なっている。	平成17年度末で廃止することとした。
	担当課などが協議のうえで補助金の査定、予算組みをするのであるが、その際には補助金額を会員掛金総額との比率で決定するため、補助金の妥当額を年度ごとにチェックしていない。	平成17年度末で廃止することとした。
	年度末に各職員互助団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実に使用された具体的事業の内訳が添付されていない。	平成13年度分から、具体的な事業内訳を記載した書類を添付させることとした。
補助金の使用状況について	実施日時は各団体の都合によって統一されておらず、県民への周知は不徹底である。	平成14年度から、「県庁だよりOUR徳島」及び機関誌「スポーツ徳島」に開催案内を掲載するとともに、県のホームページを活用するなど、県民への広報活動を強化することとした。
	教育委員会及び実行委員会では各主催団体から参加人員の報告を受けているが、報告内容は書類上の形式的なものであり、その実態及び補助の成果については十分な検証ができていない。	平成14年度から、各主催団体が実行委員会に提出する実施報告書に具体的に成果を記載させるとともに、実行委員会から県に提出する実績報告書にその成果の総括を記載させることとした。
補助金の使用状況について	スポーツのすそ野を広げ、県民意識の高揚といった面を考慮しつつも、コストと対比して、国民体育大会（富山国体：男女総合45位、女子総合34位）での成績がそれに見合うものかどうかという観点からの考察が必要である。 （国民体育大会派遣事業補助金・国民体育大会四国ブロック大会派遣事業補助金・競技力向上対策事業費補助金）	平成15年度の補助金から、徳島県体育協会、競技団体とともに国体成績等の分析と評価を行い、その結果に応じて競技団体への配分割合を変更する等、競技力向上のための効果的な補助を行うこととした。
	補助金交付先は（財）徳島県体育協会であるため、年度末における実績報告は同協会から県へ提出される。しかし、現実に補助金を使用したのは主にスポーツ競技団体であるため、協会からの報告内容は書類上の形式的なものとなっていて、補助金の使用実態についての十分な検証ができていない。 （国民体育大会派遣事業補助金・国民体育大会四国ブロック大会派遣事業補助金・競技力向上対策事業費補助金）	平成14年度から、国体派遣事業・四国ブロック大会派遣事業については、競技会場等を確認し、それらの結果報告等を実績報告書に添付することとした。 また、競技力向上対策事業については、事業の現地確認を行い使用実態についての検証を行うこととした。

	<p>競技力向上対策事業については、実績報告された内容をより厳格に検査する必要がある。補助金交付先である(財)徳島県体育協会から提出された実績報告書の書類審査だけでなく、各競技団体から、領収書等実施した強化内容が確認できる書類を実績報告書に併せて提出させることや、当該事業に関して同協会及び各競技団体に対する現地調査を実施することが重要である。(競技力向上対策事業費補助金)</p>	<p>平成14年度事業実施分から、(財)徳島県体育協会の事業実績報告書に、各競技団体の事業実施の領収書等を添付させることとした。 また、(財)徳島県体育協会及び競技団体に対する調査を行うこととした。</p>
補助金の使用状況について	<p>調査の方法及び調査結果を記録した書類は作成されず、調査に当たった職員が口頭により上司に復命している。今後は、客観的に調査の過程及び結果がわかるように、調査の手続きマニュアルをあらかじめ定めておき、これに基づいて実施した経緯、結果を文書にして残すようにすべきである。</p>	<p>平成13年度の補助金に係る調査から、調査の手続きマニュアル(小売・卸売商業安定化事業費補助金調査要領)を制定し、これに基づき実施するとともに、その結果を復命書として残すこととした。</p>
補助金の使用状況について	<p>調査の方法及び調査結果を記録した書類は作成されず、調査に当たった職員が口頭により上司に復命している。今後は、客観的に調査の過程及び結果がわかるように、調査の手続きマニュアルをあらかじめ定めておき、これに基づいて実施した経緯、結果を文書にして残すようにすべきである。</p>	<p>平成13年度の補助金に係る調査から、調査の手続きマニュアル(とちく場等衛生確保対策事業補助金調査要領)を制定し、これに基づき実施するとともに、その結果を復命書として残すこととした。</p>
補助金の使用状況について	<p>調査の方法及び調査結果を記録した書類は作成されず、調査に当たった職員が口頭により上司に復命している。今後は、客観的に調査の過程及び結果がわかるように、調査の手続きマニュアルをあらかじめ定めておき、これに基づいて実施した経緯、結果を文書にして残すようにすべきである。</p>	<p>平成13年度の補助金に係る調査から、調査の手続きマニュアル(食鳥副産物有効利用促進事業調査要領)を制定し、これに基づき実施するとともに、その結果を復命書として残すこととした。</p>
補助金の使用状況について	<p>プラスチック再生装置の購入等経費のうち補助対象経費を特定する書類を徴していなかった。</p> <p>補助金の交付決定及び額の確定通知について、通知書の文面が「交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付決定し、併せてその額を確定します。」となっていた。しかし、交付要綱第11条は「交付決定」までであり「額の確定」は交付規則第12条が規定している。条項は正確に記載すべきである。</p>	<p>指摘された補助金交付申請書及び実績報告書に補助対象経費を特定する書類を添付させた。</p> <p>平成14年度の補助金から交付決定通知書及び額の確定通知書の根拠条項を正確に記載することとした。</p>

措置状況一覧表

平成13年度包括外部監査：港湾等整備事業特別会計

監査項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
人件費について	平成12年度において、港湾等整備事業特別会計で計上されている職員人件費について、予算時に特別会計に計上された特定の職員の給与額をそのまま決算に適用している。正確な決算数値の確定のためには、実際の職務内容に応じて特別会計への計上額を決定することが必要である。	平成13年度において、港湾等整備事業特別会計で実施する事業量に対応し、当会計で支弁する職員人件費の計上額を増加した。
沖洲（外）地区における収支見込について	沖洲（外）地区では収入に比して多額の元利金支払が必要である。このため元利金支払のために特別会計からの借入が必要になってくる。マリンターミナルの有効利用も含めて抜本的な収入改善が必要である。	沖洲（外）地区における、沖洲マリンターミナルについて、港湾計画を変更し従前のふ頭用地、港湾関連用地を交流拠点用地として位置づけ、今後多目的な用途での利活用を図るとともに、高速バスの発着場としての利活用を通じて収入改善を図ることとした。